



# 放任果樹等伐採事業補助金

## ■ 事業について

### 【目的】

クマを寄せ付けない環境づくりを推進するため、町内会等が行う管理が難しくなった樹木（放任果樹）の伐採等に要する費用を補助します。

### 【対象者】

地域協議会及び町内会・自治会等の地縁団体

### 【内容】

- ・補助率及び補助限度額  
補助の対象になる経費の1/2  
総事業費で放任果樹1本あたり15,000円以内
- ・補助の対象になる経費  
伐採等にかかる地域住民の活動役務費・保険料  
伐採等に必要の消耗品費  
作業用機械等の燃料費・借上費  
伐採等の作業にかかる業者等への委託費 など



クマの痕跡（フン・爪痕）

| 必要なお金        |      | 60万円 |      |
|--------------|------|------|------|
| 費用の内訳        |      | 財源   |      |
| 放任果樹等伐採事業補助金 | 60万円 | 県のお金 | 15万円 |
|              |      | 町のお金 | 45万円 |

町のお金に対して、特別交付税措置があります。



各家庭での管理が難しくなった柿の木など

問い合わせ：農林課農村環境係 ☎076-462-9974

